

山梨県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

業務管理体制の整備の届出

第2条 法第115条の32第2項第1号の規定による知事に対する届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による知事に対する届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき第2号様式により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による知事に対する区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき第1号様式により行うものとする。

(届出書の省略)

第5条 法第115条の32第2項から第4項までの規定による知事に対する届出は、業務管理体制の整備に関する届出システムに必要事項を登録する場合には、第1号様式又は第2号様式の提出を省略することができる。

(関係機関への情報提供)

第6条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、中核市及び市町村に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第7条 この規定に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 2 8 日から施行する。